

蓮田市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成 27 年 4 月 27 日市長決裁

(設置)

第 1 条 蓮田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び施策の推進に関し、広く意見を聴取するため、蓮田市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議の会務を総括し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

2 会議に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝金を支出する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。